

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当)
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示 土地改良事業計画の適否の決定

普通母樹林の指定の解除

開発行為に関する工事の完了(三件)

◇ 選管告示

昭和五十八年六月二十六日執行の参議院鳥取県選挙区
選出議員選挙の候補者の選挙運動に関しなされた寄附
及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨

告 示

鳥取県告示第六百三十号

昭和五十八年六月十五日付けで東郷町から申請のあつた土地改良(東郷(福永)地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年七月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年七月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東郷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百三十一号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第九条第一項の規定に基づき、普通母樹林の指定を解除したので、同条第四項において準用する同法第五条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年七月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定を解除した普通母樹林

指定番号	指定解除年月日	樹種	所在場所	本数	面積 (ヘクタール)	所有者の住所及び氏名又は名称
四十五 一六十五	昭和五十八年七月二十二日	あかまつ くろまつ	東伯郡大栄町大字亀谷九五六	三四 六	一・一七	東伯郡大栄町大字亀谷 池本 実
四十五 一六十六	"	あかまつ くろまつ	九八〇 九七九・	三二三 七	〇・八六	"
四十五 一六十八	"	あかまつ くろまつ	東伯郡大栄町大字由良宿二〇二 九・二〇三九	一八四 八	〇・九四	東伯郡大栄町大字由良宿 斉尾 彰
四十五 一六十九	"	あかまつ くろまつ	東伯郡大栄町大字妻波一七三四 ・一七三五	一八 一	一・三四	東伯郡大栄町大字妻波 松井輝男
四十五 一七〇	"	あかまつ くろまつ	"	二、四四一 四五五	五・二四	"
四十六 一七二	"	あかまつ	西伯郡大山町坊領七〇七・七一	九三七	一・八二	西伯郡大山町坊領 中津尾 進
四十六 一七九	"	あかまつ	日野郡江府町大字久連九九一 一外一	一一、二九八	四・八七	岡山県新見市新見 王子緑化榎米子 営業所新見出張所
四十七 一八〇	"	あかまつ くろまつ	東伯郡赤碓町大字湯坂三八一	二〇三八 三	一・〇五	東伯郡赤碓町大字笹津 笹津牧野農 業協同組合
四十七 一八一	"	あかまつ くろまつ	三八〇 一	一八五 八	二・六四	"
四十七 一八二	"	あかまつ くろまつ	九一 三	四六九 〇三	二・一四	東伯郡赤碓町大字赤碓 井木国雄

鳥取県告示第六百三十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年七月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号
昭和五十八年三月二十八日 鳥取県指令受都計第二十六号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市三津字番屋敷及び美萩野二丁目
三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市行徳は一〇三

鳥取市農協開発株式会社

代表取締役 加藤重蔵

鳥取県告示第六百三十三号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年七月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十八年六月四日 鳥取県指令受都計第二百二十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市正蓮寺字畷崎

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市桜谷一〇九一九

全本官加

鳥取県告示第六百三十四号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年七月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十七年十月十八日 鳥取県指令受都計第二百二十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町東一丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市田園町四丁目三六〇

エヌ・ケイ・ティ興産株式会社

代表取締役 立木惇三

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第百六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第一項の規定により提出された昭和五十八年六月二十六日執行の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙の候補者の選挙運動に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

昭和五十八年七月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 昭和58年6月26日執行参議院鳥取県選挙区選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額

15,576,000円

3 報告書の要旨

候補者名 氏名 出納責任者 氏名	牛尾 甫	所属党派	日本共産党	期間	5月20日から 7月11日まで	第1回分
---------------------------	------	------	-------	----	--------------------	------

収入	円	支出	円
主たる寄附 (氏名、団体名) (職業) (寄附額)		人件費	—
日本共産党鳥取県委員会	政 党 1,357,300	家屋費	200,000
		選挙事務所費	200,000
		集合会場費	—
村上古志夫	商 業 200,000	通信費	104,850
石尾 実	団体役員 140,000	交通費	11,580
南 博	商 業 30,000	印刷費	915,000
		広告費	393,985
		文具費	5,240
		食糧費	58,020
		雑費	46,000
その他の寄附	2件 28,000		20,625
その他の収入	—		—
今回計	1,755,300	今回計	1,755,300
前回計	—	前回計	—
総計	1,755,300	総計	1,755,300

報告書受理年月日 昭和58年7月11日 第1回報告分

候補者名 氏名 出納責任者 氏名	西村尚治	所属党派	自由民主党	期間	5月25日から 7月9日まで	第1回分
---------------------------	------	------	-------	----	-------------------	------

収入	円	支出	円
主たる寄附 (氏名、団体名) (職業) (寄附額)		人件費	2,150,000
自由民主党	政 党 5,500,000	家屋費	714,210
		選挙事務所費	485,300
西村尚治後援会	政治団体 2,000,000	集合会場費	228,910
		通信費	6,000
		交通費	451,600
		印刷費	2,829,500
		広告費	965,700
		文具費	219,185
		食糧費	454,870
		雑費	63,000
その他の寄附	—		211,405
その他の収入	1,000,000		—
今回計	8,500,000	今回計	8,065,470
前回計	—	前回計	—
総計	8,500,000	総計	8,065,470

報告書受理年月日 昭和58年7月10日 第1回報告分

候補者名 氏名 出納責任者 氏名	広田幸一 長谷川 寿 延	所属党派 日本社会党	5月7日から 7月6日まで 第1回分 期間
---------------------------	-----------------	---------------	--------------------------------

収入	円	支出	円
主たる寄附		人件費	310,500
(氏名、団体名) (職業) (寄附額)		家屋費	1,038,100
広田幸一後援会 政治団体 5,000,000		選挙事務所費	1,038,100
部落解放同盟鳥取県連合会 — 42,000		集会会場費 —	
		通信費 98,570	
		交通費 491,177	
		印刷費 2,510,000	
		広告費 785,870	
		文具費 216,140	
		食糧費 281,810	
		休泊費 115,410	
		雑費 1,178,780	
その他の寄附 —			
その他の収入 2,000,000			
今回計 7,042,000		今回計 7,021,357	
前回計 —		前回計 —	
総計 7,042,000		総計 7,021,357	

報告書受理年月日	昭和58年7月8日	第1回報告分
----------	-----------	--------